

## 過誤(取下げ)・再請求の取扱いについて

- 1 提出締切日 毎月 20 日(土・日・祝祭日の場合はその前営業日)
- 2 提出方法 持参、郵便または FAX
- 3 取下げ対象 既に審査が終了し、保険者(高齢者支援課)への請求額、事業所への支払いが確定している介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費

※被保険者番号が H で始まる利用者のものについては、福祉事務所(生活福祉課)へのお手続きをお願いいたします。

- 4 再請求時期 市では、提出締切日までに受付けた過誤申立書を確認し、取下げの対象となっているものについては同月 25 日までに国保連へ提出しています。同月過誤を希望する場合には、翌月に再請求分の給付費明細書を国保連へ提出してください。

※市が国保連に過誤申立情報を提出した翌月に事業所から再請求がされない場合には、通常の過誤となるため、国保連から事業所に送付される「過誤決定通知書」を確認してから再請求を行ってください。

- 5 留意事項 過誤申立と給付管理票(修正)の処理を同月に行うことはできません。同月に処理した場合には、過誤処理が優先され給付管理票(修正)は返戻となります。

- 6 その他 次の場合、下記問い合わせ先へ事前にご連絡ください。

- (1) 指導検査等により不正請求が発覚した場合の過誤申し立て
- (2) 大量の過誤申し立て
- (3) その他

**【提出先及び問い合わせ先】**

西東京市健康福祉部高齢者支援課介護調整係  
〒188-8666 西東京市南町5-6-13  
電話 042-420-2813  
FAX 042-420-2894

保険者から国保連へ申し立てをした月の翌月に 事業所からの再請求があった場合(同月過誤)			
	事業所	保険者	国保連
受付月	過誤申立書 (～20日)	過誤申立書情報 (20～25日)	
取扱月	再請求情報提出 (～10日)		過誤申立書情報の確認・点検  再請求情報の確認・点検
取扱翌月			過誤決定通知書送付(初旬)  支払決定額通知書等(23日頃)
取扱翌々月			

